

## あとひと月で締切る 国民年金の特例納付



**住所・年金支払機関の変更届はお早く!!**

5月は、国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている方が「現況届」を提出する時期です。この用紙は受給者本人にて市役所から発送します。この現況届は、あなたや家族の状態などに変化がないかを確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。もし提出しなかつたり、おくれたりしますと、年金の支給が止まつたり、おくれたりすることがありますから、必らず期日までに正しくご記入のうえ、市役所市民課年金係へ提出してください。

5月は、国民年金の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている方が「現況届」を提出する時期です。この用紙は受給者本人にて市役所から発送します。この現況届は、あなたや家族の状態などに変化がないかを確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。もし提出しなかつたり、おくれたりしますと、年金の支給が止まつたり、おくれたりすることがありますから、必らず期日までに正しくご記入のうえ、市役所市民課年金係へ提出してください。

**現況届を忘れずに!  
提出期限は5月末**



## 児童手当の現況届は お済みですか?

児童手当を受給されているか  
たは毎年一回、  
長に提出してい  
ただくことにな  
っています。

この「児童手当現況届」とは、  
受給者の前年の  
所得の状況、養育の状況など、  
毎年6月1日の  
状況を確認して  
今年の6月から  
引き続き児童手当の支給を受ける  
ことができるかどうか、をみる大  
切な届けです。必らず期日までに  
提出してください。



もし、この期間内に届け出をしない場合は、支給要件にあてはまつても、6月以降の児童手当の支給を受けることができなくなりますからご注意ください。



## 日本赤十字社資のお願い

平素市民のみなさんには、日本赤十字社資増強運動にご協力いた  
だき深く感謝申しあげます。

日本赤十字社は、世界各国赤十  
字社と密接な協力のもとに難民の  
救護、自然災害救護、献血、青少年  
育成等各種の事業を実施し、赤  
十字の理想とする人道的任務遂行  
に積極的につとめています。

日本赤十字社がその力を十分に  
発揮するため昭和五十五年度社資  
について前年同様に自治会または  
婦人会（日赤奉仕団）に取りまと  
めをお願いし、みなさんのご家庭  
にうかがいますので、ご協力をお  
願いいたします。

### (一) 社資納入額

一世帯当たり500円以上

特別社資は1000円以上

### (二) 社資納入方法

日本赤十字社貢証により納入  
をお願いします。

なお、新規加入者の促進につい  
ては一層のご協力をお願いしま  
す。

- 届け出の際持参するもの
  - 一、印鑑
  - 二、保険証
  - 三、厚生年金に加入している人は厚生年金証書、または記号番号のわかる証明書
- なお、児童手当受給中につぎのような変更があった場合は、14日以内に手続きをしてください。
  - 住所が変わったとき
  - 公務員または公共企業体の職員になったとき
- 諸用紙は市福祉事務所にありますので、必要事項を記載し届け出をお願いいたします。
  - 支給要件児童が18歳になつたとき
  - 氏名がかわったとき
  - 受給者が死亡し、そのときまでの分の児童手当がまだ支払われていないものがあるとき
  - 子どもが生まれたことにより支給要件児童が18歳になつたとき